

## ～地域の資源を活用して～

い～な・グーテン（総合支援法：生活介護）と  
 デイサービス（介護保険）の並行利用者の現状  
 支援センターい～な・グーテン 職員

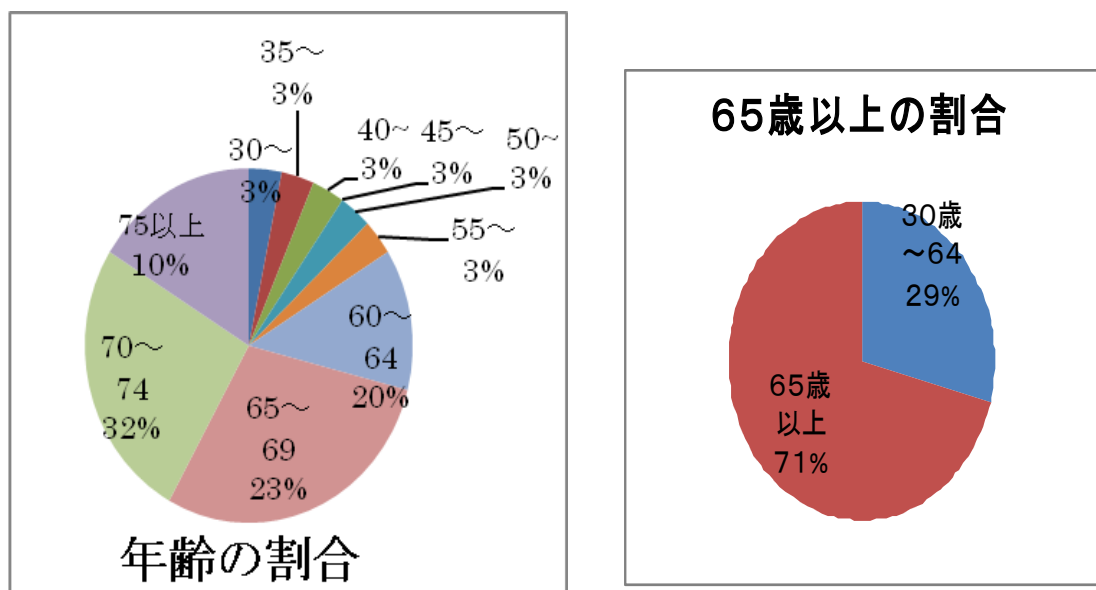
はじめに：

支援センターい～な・グーテン（以下グーテンとします）は定員28名、契約者31名の箕面市にある生活介護事業所です。（平成25年12月現在）契約者31名の内22名が箕面育成園（高齢知的障がい者対象の入所施設）から地域移行した方ですので年齢層が高く介護保険の対象年齢である65歳以上の利用者が22名（全体の71% ★図1）います。高齢化に伴いグーテンの日中活動や地域支援課、お世話人のフォローだけではカバーしきれないところが出てきています。“入浴しているが洗体・洗髪が不十分”“部屋が片付けられず物が溢れかえる”“清潔保持が一人では難しい”“持病が進行し食事面や健康面についてもっときめ細やかで専門的なフォローが必要”“転倒予防・転倒手術後の機能訓練が必要”などが主な理由です。

『65歳、介護保険の対象年齢になり必要が生じれば“介護保険優先”でサービスを切り替えるように』というのが行政からの指導です。そうかといって今まで通いなれた事業所や仲間からはなれて、全て介護保険サービスに切り替えるようにというのも酷なものとの理解も無いわけではありません。

必要性が出てきた方に慣れた環境はそのまま徐々に介護保険サービスも活用していこうというグーテンの利用者の現状をお伝えし並行利用を通して感じたことを最後にまとめました。

《グーテン利用者の年齢分布 図1》



生活介護（総合支援法）とデイサービス（介護保険）を並行利用しておられる方の具体事例、3例を紹介します。

### Aさんについて

《67歳・女性・療育手帳B1， 障害程度区分3， 介護保険要介護1

骨粗しょう症と糖尿病の服薬をしている》

転倒したことをきっかけに大腿骨頸部を骨折する。手術，リハビリのため2ヶ月入院となる。手術時には“持病もあり年齢的にも車椅子の生活も覚悟するように”担当医から言われていたが，リハビリも順調で自力歩行が出来るまで回復。退院後はグーテン生活介護にて以前どおりの活動を続けるため，公用車送迎に切り替え，トイレや散歩等室内外の移動時の見守り（再転倒の予防）を行い，土・日・祝には介護保険のデイサービスを利用した。デイサービスでは入浴支援，理学療法士による骨折した脚の個別機能訓練を行っている。

以前から休日にホームで過ごすことを退屈に感じていたこともあり，週末や祝日に行くところが出来たことがAさんにとっては楽しみと励みになっている。

Bさんについて《73歳 男性 療育手帳B1， 障害程度区分4・要介護度要介護2》

腎臓を患い、食事の塩分とカリウムを控えるように医師から指示を受けている。

グーテンでは細やかな“刺し子”を集中して丁寧に刺しているが，周りの声や音にとっても敏感で皆の作業スペースから離れた場所で扉を閉めて一人で“刺し子”作業をする。ホームは男性ばかりで、男性世話人からの声かけも聞き入れず面倒がってホームで入浴しなくなったことと腎臓の数値が悪化しグーテンが提供する昼食弁当では塩分調整が出来ないこと等から、週2日デイサービス・週2日グーテン以外の入浴の出来る生活介護（箕面育成園）を併用することとなった。ホームで面倒がっていた入浴であったが、浴室のある生活介護では『浴室が広くて気持ちいい』と自らすすんでお風呂に入るようになった。デイサービスでは女性スタッフが身体や頭を洗ってくれるようで『(体の)みーんな、洗ってくれるねん』『スタッフみんな優しいで〜』と嬉しそうな様子である。月に1度はバイキングがあり塩分や見た目、やわらかさなどへの配慮が行きとどいた料理が食べ放題とあって楽しみにしておられる。

グーテンは若く活動量の多い利用者がいたり、ホームが同じでお互いに遠慮がなく時には大きな声が飛び交うことを苦手にしてきたため、静かでゆったり時間が過ぎるデイサービスがBさんには落ち着いて過ごせる場となった。

Cさんについて《72歳 男性 療育手帳A， 障害程度区分3， 介護度要介護1》

グーテンの活動が余暇活動中心だった頃はグーテンで毎日テレビを見て過ごし，お休みをする日も多かったが，エコキャップの分別作業を開始してからは毎日コツコツとキャップ分別作業に熱心に取り組み，休まずに通所することが出来ていた。そんな中，昨年度は冬～春先に落ち込みがあり，布団から出られず，日中活動先であるグーテンにも

足が向かず3ヶ月間ほどほとんど通所できなくなった。

食事はとれていたが、入浴・整容面・部屋も片付けにまで気持ちが及ばなくなり、髭や髪が伸び放題、部屋が汚れてくるとますます気持ちが落ち込んでホームの布団から出られなくなるという悪循環となってしまった。ADL（日常生活動作）の低下及び意欲の低下から排尿を布団の中でしてしまうようになったため、自分ではけるリハビリパンツと尿とりパット、吸収シートを重ねて使用するようにしたが濡れたリハビリパンツやシートを交換しないため尿が漏れて敷き布団までしみてしまう状況となった。

毎日の生活費の他、リハビリパンツや失禁シート代金もかさみ、障害基礎年金2級の年金ではホームの生活費が出せなくなってきたこともあり（★図7参照）、生活保護、成年後見制度にあわせ介護保険を申請し、生活環境と身辺面の細やかな支援のため居宅介護（整容面・入浴支援・部屋の片付け）サービスの利用と週末の1日デイサービスに通うこととする。生活保護の受給が決定したときCさんが『もう、働かんでええんやなあ…』とつぶやいた一言に、作業中心の生活介護事業で年齢的にも仕事が負担になってきていたのか、と申し訳なく思った。

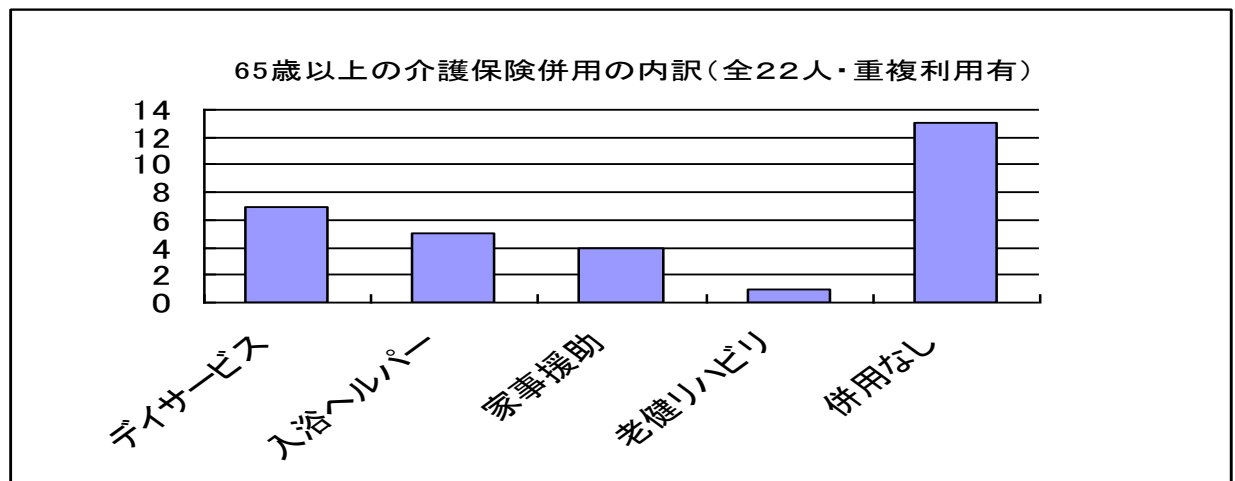
生活保護、後見人も決まり、Cさんはデイサービスも気に入って通うようになった。入浴介護ヘルパーがホームに来てくれることも喜んで、若い女性のヘルパーの際は『はり切って全部自分で洗っておられました』とヘルパー事業所より笑顔で報告があった。

『もう、働かんでええんやなあ…』とつぶやいたCさんだが、デイサービスに通い始めて2ヶ月ほど経つと『デイサービスはなんぼ行ってもお金くれへんでえ〜』と繰り返し言うようになり、グーテンではますます意欲的にキャップ作業に取り組むようになっていく。週2回居宅サービスのヘルパーさんでは賄いきれない部分である日々の生活環境の見守り（具体的には整容面の確認と布団の状態確認）をホームのバックアップで行い、気持ちの落ち込みにつながらないように配慮している。

### 介護保険サービス併用の内訳

グーテン生活介護（総合支援法のサービス）を利用している65歳以上の方は22名、9名の方が介護保険サービスを利用しています。（介護度は要介護1が3名、要介護2が5名、要介護3が1名）サービスの内訳としてはデイサービス（7名）、居宅サービスの入浴介護（5名）と家事援助（お部屋の片付や見守り（4名）の他、老人保健施設のデイケア（1名）があります。（重複利用有）

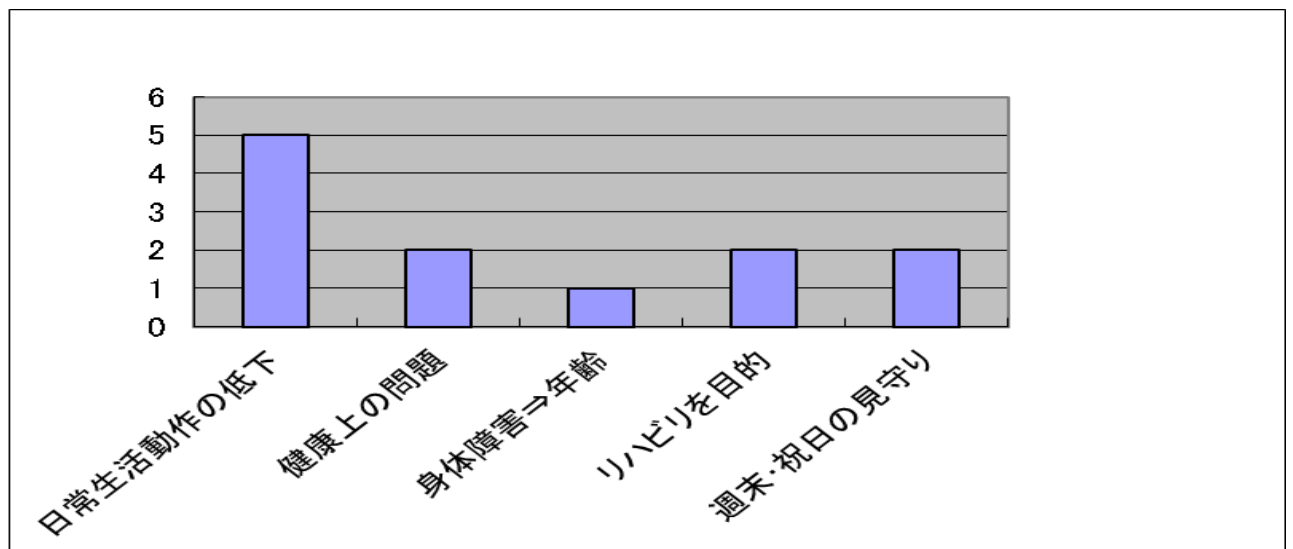
図 2



介護保険サービスとの並行利用をはじめたきっかけとしては“ADL（日常生活動作）の低下から入浴はしているが洗体・洗髪が不十分になってきた”方が5名，“腎臓病や糖尿病など持病が進行し食事面や健康面についてもっときめ細やかで専門的なフォローが必要になってきた”方が2名，“身体障害があり，年齢が65歳になったので自動的に介護保険サービスに移行（計画相談とショートステイをしている事業所が同法人の介護保険のケアマネージャーさんに引き継いだ）”方が1名，“転倒予防・転倒手術後のリハビリ”の方が2名“服薬管理や（塩分・や量を調整した）特別食の対応等週末の日中見守りが必要になった方”が2名います。（★図3）

図 3

介護保険サービスの並行利用をはじめたきっかけ（全9人・重複利用あり）



#### 総合支援法のサービスの併用（65歳以上）

下記★図4のように週末の過ごし方として移動支援（ガイドヘルプサービス）を定期的に利用している方は11名います。出かける曜日は週末がほとんどですが，行楽地が

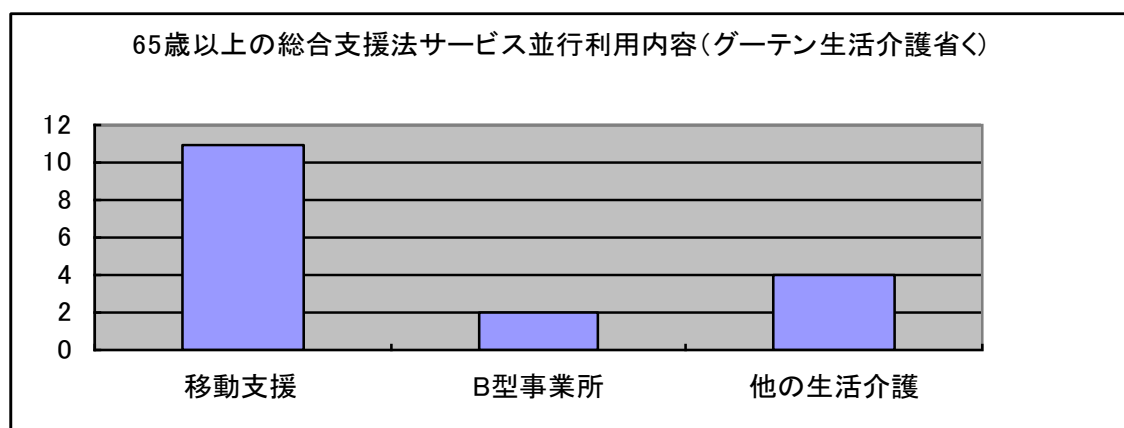
空いている平日を希望してお出かけしている方も数名います。(移動支援サービスについては介護保険に無いサービスのため利用者の希望があれば65歳を過ぎても継続利用や支給決定が認めてもらいやすいです)

より充実した作業内容と高い工賃を希望し2名の方が就労継続支援 B 型事業所と併用しています。ただし、行政からは“B型の事業所は働く場であり、介護給付である生活介護とは(移行期間を除き)サービスの併用は出来ない。働くことを希望するなら B 型1本にするように”といわれています。

グーテン以外の生活介護(総合支援法のサービス)との併用利用をしている方が4名おられます。併用の理由としては①週末の見守りと入浴サービスがあるため(3名)(※内介護保険利用している方2名については介護保険の限度額を超えてしまうため土日開いて入浴サービスのある生活介護を利用,お一人は介護保険未申請)

②ご本人の作業意欲が高く工賃がグーテンより多い生活介護利用の為(1名)です。

図4



### 生活介護(総合支援法)とデイサービス(介護保険) デイリー比較

★ 図5にデイリーの流れを比較表にして見ました。朝の“送迎”や“バイタルチェック”, “食事時の口腔ケア” “健康体操” “余暇的活動” など, 共通点も多く見られます。違いとしては

- ① 工賃の発生する内職作業を行っている(グーテン生活介護・総合支援法)
- ② 入浴できる(デイサービス・介護保険)  
(※生活介護事業所のなかにも入浴サービスを行っているところもあります)
- ③ 昼食が手作り、オヤツにコーヒーがつくなど食事の提供に趣向がこらされている。(費用は600円~700円) (デイサービス・介護保険)
- ③ 日課の節目に“排泄時間”が組み込まれており、全体を通しゆったりとしたスケジュールになっている。(デイサービス・介護保険)
- ④ 機能訓練指導員が常勤し個別機能訓練が出来る(デイサービス・介護保険)
- ⑤ “介護職員(介護福祉士やホームヘルパーが主)”が配置され、要介護利用者の入浴や日常生活上の介護を行っている。(デイサービス・介護保険)
- ⑥ サービス費用の1割が自己負担である(デイサービス・介護保険)(★図6)

図 5

グーテン（生活介護：総合支援法）と、あるデイサービス（介護保険）デイリー比較			
グーテン（生活介護）		あるデイサービス（介護保険）	
8:40	送迎開始	8:30	送迎開始
9:00	自力通所者も順に到着。 バイタルチェック	9:20	バイタルチェック 排泄支援
9:50	ラジオ体操	10:10	朝の挨拶
10:00	活動開始 内職作業・アート・散歩・刺し子・さをり 等	10:20	健康体操 (チューブ体操)
11:30	口腔（パタカラ）体操 昼食準備	10:30	入浴 排泄支援
12:00	昼食・歯磨き(見守りと声かけ)・休憩	11:30	昼食配膳(利用者と) 手作り昼食
13:00	活動開始 内職作業・アート・散歩・刺し子・さをり 等	12:30	口腔ケア 排泄支援
15:00	片付け 終礼（翌日の予定の確認等）	13:00	休息 昼寝，余暇
15:30	自力通所者帰宅・ 送迎開始 (※送迎車利用者 31 名中 19 名)	14:00	健康体操 (音楽体操，ストレッチ)
		14:30	個別機能訓練 ・脳トレ等
		15:30	手作りオヤツ
		15:50	排泄支援
		16:25	送迎（※全員送迎車にて）
※毎月 2 回の外出行事を始め近隣コンサート、イベントなど外出活動を多く企画している		※カラオケ大会や鍋パーティー、バイキング、室内運動会等、主に室内でのイベントで趣向をこらしている	

利用料（グーテン利用者が利用しているサービスを比較）

	総合支援法サービス		介護保険サービス
居宅介護（入浴・掃除等）	生活保護世帯及び市町村民税 非課税世帯： <b>負担上限月額0円</b>  市町村民税課税世帯の方： 9,300円～37,200円	居宅介護（入浴）	30分以上1時間未満  1回当たり約402円の自己負担
		居宅介護（ホームヘルプ）	20分以上45分未満190円 の自己負担  1回当たり
生活介護	生活保護世帯及び市町村民税 非課税世帯： <b>負担上限月額0円</b>  市町村民税課税世帯の方： 9,300円～37,200円	デイサービス（※）	<b>要支援1・2</b> （介護予防） ：月額定額制 20,990～42,050円 の範囲でケアマネさんがプランニング <b>要介護1～5</b> ：1回当たり （5～7時間未満） <b>602～1,026の自己負担</b> （介護度によりかわる） ＋入浴介助加算：53円 ＋個別機能訓練：53円 ：1回当たり

（平成25年3月版“障害福祉サービスのご案内 箕面市”より）

（平成24年8月版“高齢者福祉サービスのご案内 箕面市”より）

（※）具体的にはデイサービス1日約1,438円、週2回、月8回利用した場合11,504円の利用料となります。

（利用料838円＋昼食オヤツ代600円程度で計算）

（箕面市・要介護1の方の場合）

## ホームズい～な 利用者（65歳以上を想定）の1か月の収支（例）

収 入	支 出	
<b>障害基礎年金</b>  2級月額 <b>64,875円</b>  1級月額 <b>81,092円</b>  (+障害厚生年金や遺族年金)  (+グーテン工賃 <b>0～6,000円</b> ※作業に取り組んだポイントによる額)	ホーム生活費	家賃・光熱水費・電話代・日用品・備品修繕買替代(但し11,000円家賃補助該当者の額) <b>40,000円</b>
	日中活動通所 交通費	自主通所(高齢割引定期) <b>3,600円</b>
		送迎車利用 <b>0円</b>
	日中活動先+ 休日の昼食代	<b>12,616円</b> 8,000円 (@350円×23日) +4,616円 (@577円×8日)
	医 療 費	<b>0～数千円</b> (内科・整形外科・歯医者・眼科)
	こづかい	嗜好品(コーヒー、煙草)日中活動先の行事参加費、ガイヘル外出等 <b>15,000円</b>
その他	リハビリパンツ、尿取りパット、失禁シート <b>12,000円※</b>	
<b>収入合計</b> <b>64,875 or 81,092円</b>	<b>支出合計</b> <b>83,216円(基本)</b> + 医療費 + 介護保険サービス利用料	

(※リハビリパンツ22枚入り 1,340円、尿とりパット22枚入り 1,200円、失禁シート12枚入り880円で1日2枚(日中自立たまに使用、夜間のみ常時使用を仮定)使うこととして計算しています)

## 《まとめとして》

い～な・グーテン(総合支援法：生活介護)とデイサービス(介護保険)の並行利用を通して感じたことを以下にまとめます。

## ① 『おもてなし』の心

デイサービスを利用した方にデイで何をしたか、何が楽しかったかと尋ねると『はり絵をして楽しかった』『歌を歌ってん』『みんなで体操したわ』との返答が返ってきました。…それらはグーテン生活介護でも日常で行われ



ている内容で、グーテンでは『しない』『嫌いや』と拒否してきた活動であることが多々あり驚かされます。何故グーテンでせずデイサービスで楽しめたのか、それには沢山の意味が含まれていると思います。私たち生活介護のスタッフはその方との付き合いが長い分、その方のこれまでの傾向から“この方は〇〇が嫌いだから、今日もしないだろう”と思いこんでしまい2～3度拒まれたら改めてその活動にお誘いする事はなく過ぎてしまっていました。“自己決定したのだから”と決めつけ挑戦する機会を与えずにきたのではないかと振り返ります。デイサービスの新しい場所でいつもと違ったスタッフや利用者に囲まれて普段と違った自分を出すことが出来たのかもかもしれません。

いまグーテンの利用者さんが通っているデイサービスはどこも、ゆったりと丁寧に関わってくれる事業所です。人生の先輩である利用者を敬い、利用者の言葉に耳を傾ける“おもてなし”の姿勢が『デイサービスはみんな優しくて良い』と言う理由であり、グーテン生活介護スタッフとして自らの言動を振り返る必要があると感じています。

## ② それでも出来ることは自分で

デイサービスや入浴ヘルパーを利用すると至れり尽くせり、『お世話』のおもてなしを受けグーテンに来た時に“何でグーテンでは何もしてくれないの？”との違和感を覚える時もあるようです。高齢福祉の現場でも出来ることはご自身でもらう“自立支援”という考えが中心になってきているようですが、出来る事まで丁寧に介護職員が“してくれる”事も多くあるようです。“やってもらうのが楽だし何らかの選択もスタッフ（職員）が決めてくれたらいい…”。

人がやってくれることに慣れると“自分でしよう”という意欲がだんだんと無くなってきてしまうように感じます。

自立支援法（現在の総合支援法）の時から利用者の自立とは、自己実現とは、と考えてきている私たちは自信を持って『自分の出来ることは自分でする』を利用者にお伝えし、“これもまだ自分で出来た”“自分ですると自由でいいな”“これも自分でしてみよう”という意欲が湧くような言葉かけや関わりを工夫していきたいと思います。

## ③ ホームでの週末（土日祝）の過ごし方（安全・安心の確保）

ホームは土日祝日の日中に世話人の配置がないためバックアップの職員がホームを巡回しています。職員のホーム巡回は30分～1時間前後であるため、常時見守り必要な方（転倒の危険がある、一人では安全面等で不安な方がホームから出てしまう、他、特別な食事の提供、誤飲予防の見守り、服薬確認）で65歳未満の方については、土日祝日開所している生活介護（箕面

育成園) を利用し、65歳以上の介護保険対象の方についてはデイサービスを利用してもらっています。ただ、平日グーテン生活介護、週末デイサービスなど何らかのサービスを毎日利用している方の中には『たまにはホームでゆっくりしたいわ…』という声もきかれます。

グーテン生活介護でも月2回程度四季折々の外出行事や映画会、育成会行事の参加、喫茶店など楽しめる企画を工夫した開所日を設けたり、希望者にはガイドヘルパーとの外出を調整したりしていますが、毎週末の活動提供とはならず、ホームで生活する方の週末の安全・安心な活動については今後も検討課題となっています。

#### ④ 障がいが重度の方、行動障がいがある方について

現在デイサービスを並行利用している9名の療育手帳の等級はA判定の方もいますが、いづれも言葉でのコミュニケーションがとれ、周りとの調和も考えて行動される方ばかりです。

“瀬戸物のお茶碗と塗り箸を見たら投げてしまう”という癖のあるDさん(中途障害・身体障害者手帳)がデイサービスの体験利用の日にもその癖が出て昼食時にお茶碗を投げてしまいました。周りの利用者から“何という無作法なことをする人だ”と白い目でみられ、Dさんも居心地が悪くなり、そこでのデイサービスの利用を断念したという事がありました。

障がいが重度で言葉でのコミュニケーションが出来なかったり、特徴的な行動があった場合、介護保険のデイサービスを利用できるのでしょうか。

我々生活介護(総合支援法)の支援員は介護技術を磨き安心安全なサービスの提供を、介護保険のスタッフはいろいろな障がいを持つ方と接するなかで障がい理解が深まり、年齢や介護度、障がいの有無で活動する場所を制限されず、活動内容で利用する場所を選べるようになれば選択肢が広がります。

#### ⑤ “お金” にまつわること

生活介護(総合支援法)は生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は負担上限月額0円で利用できていますが、デイサービス(介護保険)は利用料の1割が自己負担となります。図6で示したとおり、毎土日月8回利用した場合11,000円程の利用料がかかるため、ご本人の希望と了解の上に、ご家族への説明と承諾も必要となります。

行政からは『65歳以上は介護保険サービスを優先して利用すること』と折りに触れて言われます。総合支援法の生活介護に無い『個別機能訓練が出来る』『介護の専門である』という条件を最優先に考えられる経済力のある方は別として、障害基礎年金だけでははじめから赤字のなか、それ以上に介護保険サービス利用料がかかってくるとなると躊躇せざるを得ないでしょう。

Cさんが『デイサービスはお金くれへん』といった言葉のうらには『グーテ

ンはお金もらえる』という気持ちが表れています。ゲーテンでは作業に取り組んだ分だけ少しですが工賃が支払われます。内職や頂き物を販売するバザーだけではなく、ゲーテンの活動の中で出来る“さをり織り”“絵画”“陶芸”の作品の販売、ペットボトルのキャップの再生商品の開発、障害者優先調達推進法の波に乗った受注作業など、ゲーテン利用者が望まれる《仕事（やりがい）＝お金》に繋がっていく工夫をしていきたいと思えます。

## おわりに

昨年12月27日(金)明日から年末年始のお休みの日、帰路につく利用者、『さようなら!』『どうぞ良いお年をお迎えくださいね!』と挨拶をかわしながら見送っていました。そしてEさんにも同じように『どうぞ良いお年をお迎えください~』と声をかけると『良くても、良くなくても無事に(新年が)来てくれたらええ』とおっしゃいました。Eさんは73歳。  
良くてもそうでなくても無事に新年が迎えられたら良いと願う年代の方々がより豊かに、健康に日々を重ねるお手伝いをしていることを改めて実感させられた一言でした。

このレポートをまとめるにあたり、い~な地域生活支援課の課長をはじめスタッフの方々に資料の提供や利用者の現状確認など多大なご協力をいただきました。深く感謝しお礼申し上げます。